

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約 新旧対照表

改定前（2014年2月4日）	改定後（2014年7月1日）																														
<p><b>第12条（お見舞金サービスの内容およびお支払い金額）</b></p> <p>お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとします。</p> <p>※虫歯とはう蝕症のことを指します。</p> <p>（1）お見舞金の種別、金額、適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お見舞金の種別</th> <th>金額</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合</td> </tr> <tr> <td>先進医療見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>介護見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合</td> </tr> <tr> <td>虫歯見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員がう蝕症第1度（C1）、う蝕症第2度（C2）、う蝕症第3度（C3）またはう蝕症第4度（C4）となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）入院見舞金のお支払い日より1年間は、新たに傷害で入院されても入院見舞金のご請求はできません。</p> <p>（3）虫歯見舞金のお支払い日より1年間は、新たにう蝕症で治療されても虫歯見舞金のご請求はできません。</p> <p>（4）同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万円となります。</p> <p>（5）本サービスの利用期間（注）を通じて、お支払いはお見舞金の種別毎に最大10万円となります。</p> <p>（注）本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用期間を含みます。</p> <p>（6）同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場</p>	お見舞金の種別	金額	適用範囲	入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合	先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合	介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合	虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第1度（C1）、う蝕症第2度（C2）、う蝕症第3度（C3）またはう蝕症第4度（C4）となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合	<p><b>第12条（お見舞金サービスの内容およびお支払い金額）</b></p> <p>お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとします。</p> <p>※虫歯とはう蝕症のことを指します。</p> <p>（1）お見舞金の種別、金額、適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お見舞金の種別</th> <th>金額</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合</td> </tr> <tr> <td>先進医療見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>介護見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合</td> </tr> <tr> <td>虫歯見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員がう蝕症第1度（C1）、う蝕症第2度（C2）、う蝕症第3度（C3）またはう蝕症第4度（C4）となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）入院見舞金のお支払い日より1年間は、新たに傷害で入院されても入院見舞金のご申請はできません。</p> <p>（3）虫歯見舞金のお支払い日より1年間は、新たにう蝕症で治療されても虫歯見舞金のご申請はできません。</p> <p>（4）虫歯見舞金の申請は、う蝕症第3度（C3）または、う蝕症第4度（C4）の治療の場合、2013年6月4日以降に治療を受けたものが対象となります。</p> <p>また、う蝕症第1度（C1）または、う蝕症第2度（C2）の治療の場合、2014年2月4日以降に治療を受けたものが対象となります。</p> <p>（5）同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万</p>	お見舞金の種別	金額	適用範囲	入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合	先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合	介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合	虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第1度（C1）、う蝕症第2度（C2）、う蝕症第3度（C3）またはう蝕症第4度（C4）となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合
お見舞金の種別	金額	適用範囲																													
入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合																													
先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合																													
介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合																													
虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第1度（C1）、う蝕症第2度（C2）、う蝕症第3度（C3）またはう蝕症第4度（C4）となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合																													
お見舞金の種別	金額	適用範囲																													
入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合																													
先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合																													
介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合																													
虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第1度（C1）、う蝕症第2度（C2）、う蝕症第3度（C3）またはう蝕症第4度（C4）となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合																													

合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されません。

円となります。

(6) 本サービスの利用期間（注）を通じて、お支払いはお見舞金の種別毎に最大10万円となります。

（注）本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用期間を含みます。

(7) 同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されません。

改定前（2014年2月4日）	改定後（2014年7月1日）
<p><b>第18条（お見舞金申請の手続き）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お見舞金を支払う事由が発生した場合、会員は当社所定の見舞金申請書を本サービスのWEBページよりダウンロードするか、または当社へ連絡のうえ当社所定の見舞金申請書の送付を受けることにより取得し、第11条に定める対象期間内に当該申請書およびその他必要書類を当社に送付するものとします。</li> <li>2. 会員へのお見舞金は、当社が前項に定める見舞金申請書およびその他必要書類を受領し、当社が本規定に基づく支払条件を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものと認めた場合、会員指定の口座にお振り込みいたします。</li> <li>3. 当社は、見舞金申請書およびその他必要書類を受領後、前項に定める判断を翌々月末迄に行い、これを充たしているものと認めた場合、当社判断の確定日より1ヶ月以内に当該お見舞金をお支払するものとします。ただし、申請書類に不備がある場合等は、この限りではありません。</li> </ol>	<p><b>第18条（お見舞金申請の手続き）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お見舞金を支払う事由が発生した場合、会員は当社所定の見舞金申請書を本サービスのWEBページよりダウンロードするか、または当社へ連絡のうえ当社所定の見舞金申請書の送付を受けることにより取得し、第11条に定める対象期間内に当該申請書およびその他必要書類を当社に送付するものとします。</li> <li>2. 会員へのお見舞金は、当社が前項に定める見舞金申請書およびその他必要書類を受領し、当社が本規定に基づく支払条件を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものと認めた場合、会員指定の口座にお振り込みいたします。</li> <li>3. 当社は、見舞金申請書およびその他必要書類を受領後、前項に定める判断を翌々月末迄に行い、これを充たしているものと認めた場合、当社判断の確定日より1ヶ月以内に当該お見舞金をお支払するものとします。ただし、申請書類に不備がある場合等は、この限りではありません。</li> </ol> <p><b>第18条の2（お見舞金申請権の消滅時効）</b></p> <p>第11条及び前条第1項にかかわらず、お見舞金支払事由の発生の翌日から起算して5年を経過した場合は、お見舞金を申請する権利は、時効によって消滅します。ただし、前条第1項に定める必要書類として、お見舞金支払事由を証明できる公的書類を当社に送付し、当社がお見舞金支払事由の存在を確認できた場合は、この限りではありません。</p>